

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 6 月 10 日現在

機関番号：31502

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2010～2012

課題番号：22530132

研究課題名（和文）NZ と日本における公的部門改革の成果に関する比較研究～「政府の大きさ」を中心に

研究課題名（英文）Comparative Study on the Impacts of Public Sector Reforms in New Zealand and Japan

研究代表者

和田 明子（WADA AKIKO）

東北公益文科大学・公益学部・准教授

研究者番号：50382750

研究成果の概要（和文）：1980 年代以降の公的部門改革の潮流であるニュー・パブリック・マネジメント（New Public Management：NPM）は「小さな政府」という日本の一般的理解をあらためて検証するため、NPM の典型国とされるニュージーランドと我が国日本とを「政府支出」と「公務員数」のデータを用いて比較した。また、研究期間中に両国で発生した大地震についても、その復興行政の過程に公的部門改革の成果が見られるかを検証している（後者の研究は今後も継続する）。

研究成果の概要（英文）：New Public Management (NPM) which is public sector reforms in 1980's is thought as 'small government' in Japan. This research examined this proposition by using data of government expenditures and the number of public servants in New Zealand which is supposed to be typical NPM and our country Japan. This research also has been examining the impacts of public sector reforms of two countries on the recovery policy from the big earthquakes which hit both countries during the period of this research.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010 年度	700,000	210,000	910,000
2011 年度	500,000	150,000	650,000
2012 年度	500,000	150,000	650,000
年度	0	0	0
年度	0	0	0
総計	1,700,000	510,000	2,210,000

研究分野：行政学

科研費の分科・細目：政治学・政治学

キーワード：NZ、NPM、公的部門改革、震災復興

## 1. 研究開始当初の背景

ニュージーランドは、1984 年のロンギ労働党政権誕生以降民間原理の導入を基調とする公的部門改革を実行し、ニュー・パブリック・マネジメント（New Public Management: NPM）の典型国として知られる。本研究代表者は、それらニュージーランドの公的部門改革を 99 年までの第一段階と

クラーク労働党政権が誕生した 2000 年以降の第二段階とに分け改革の全体像を示し改革の「意図」を明らかにしてきた（和田明子（2007）『ニュージーランドの公的部門改革－New Public Management の検証』第一法規）。その意図とは、「主権者である国民に対する政府のアカウンタビリティを強化することであり、それこそがニュージーランドの公的部門改革の目的であったということ

ある。

上記結論は、日本で一般的になされている NPM の解釈とはかなり異なるものである。一部の例外はあるものの、NPM = 「徹底した民営化」「公務員の削減」 = 「小さな政府」というのが日本における一般的な理解・研究動向であり、そのような認識のもと「ニュージーランドのような『小さな政府』を目指すべきだ」あるいは「ニュージーランドのような行き過ぎた『小さな政府』になってはいけない」というような議論が交わされているのが日本の実状であった。

和田 (2007) で示したように、ニュージーランドの公的部門改革の目的は単なる「小さな政府」の実現ではないというのが本研究代表者の主張であるが、そのことを「改革の意図を記述する」という形式ではなく、実証的に示したいと考え、本研究を着想した。本研究によって「NPM」の典型国とされるニュージーランドの「政府の大きさ」の実像を明らかにすることができれば、日本における「NPM」の一般的理解を一部修正することができるかもしれない。また「NPM」の典型国ニュージーランドと、日本の現状とを比較することによって、日本の公的部門改革の現状における「位置」を把握し、日本の「政府の大きさ」論をより正確な議論に変えていくことができるかもしれない。そう考えたのが、研究開始当初の背景である。

## 2. 研究の目的

- (1) NPM の典型国とされるニュージーランドの公的部門改革の成果と欧米諸国に倣い NPM 改革を進めてきたとされる日本の公的部門改革の成果とを、「政府の大きさ」という観点からいくつかのデータを用いて比較することにより、NPM の実態を明らかにする。そして、日本の公的部門改革の今後の方向性への示唆を得る（「研究A」とする）。
- (2) 研究期間（2010年4月～2013年3月）の初年度末に当たる2011年2月にニュージーランドでカンタベリー大地震が、また3月には日本で東日本大震災が発生したため、研究Aに加え、新たな方法により「公的部門改革の成果」を測る研究を開始した（「研究B」とする）。両国の政府・自治体は現在復興行政に取り組んでいる最中であるが、それらの復興行政の過程において公的部門改革の「跡」が観察できないだろうか。それが観察でき、かつ被災地の自治体や住民にとって望ましい成果につながっていることが確認できれば、それは公的部門改革の「成果」

と見なせる。そこで、研究期間の2年目からは、「公的部門改革が復興行政に与えた影響」という観点から、ニュージーランドの公的部門改革の成果を比較する研究にも着手した。研究Bは、本研究期間終了後も継続して行う。

## 3. 研究の方法

### (1) 研究Aについて

「政府の大きさ」を測る指標として「一般政府支出」(general government expenditures)と「公務員数」を用いることとし、公的部門改革が開始された1980年代から現在までの両国データをOECDや両国関係省庁(統計省(Statistics New Zealand)・国家サービス委員会(State Services Commission)(以上、ニュージーランド)、総務省・人事院(以上、日本))から入手し、比較・検討した。

### (2) 研究Bについて

文献調査(ニュージーランド復興庁(Canterbury Earthquake Recovery Authority)や国家サービス委員会のウェブサイト等からの資料収集)及び現地ヒアリング調査(ニュージーランド復興庁及びクライストチャーチ市役所(Christchurch City Council)など)により、ニュージーランド政府及び被災自治体(クライストチャーチ市役所など)の復興行政の取り組みを把握した。それらの復興行政の過程に、公的部門改革の「跡」が見られるかどうかを、同じく文献調査及びヒアリング調査により確認した。

## 4. 研究成果

### (1) 研究Aについて

ニュージーランドはNPM型の公的部門改革が行われた時期に「政府支出」や「公務員数」は減少しており、その意味からは確かに「小さな政府」になったことがわかった。しかし、「公務員数」の減少は、公的部門改革によって「省庁」が「クラウン・エンティティ」(Crown entity、日本の独立行政法人に相当)に変更されるなど組織の「衣替え」に伴うものである可能性も高いため、その解釈には十分な注意が必要である。

また、ニュージーランドと比較した場合、日本は「政府支出」の面からも「公務員数」の代替指標として用いた「政府職員の雇用者報酬」の面からも相対的に「小さな政府」であると位置づけられた。「公務員数」は、ニュージーランドと日本とではデータの「内訳」が異なるため正確な比較ができないこと

から、「税金でどれほど公務員人件費を負担しているか」という観点から「政府職員の雇用者報酬」（国民経済計算（System of National Accounts: SNA）で「一般政府」に分類される部門においてどれほどの額が雇用者への報酬として支払われているか）の占める割合で比較・検討した。ただ、これについても「総額」では相対的に「小さな政府」であったとしても、個々の内訳を見れば「無駄」、すなわち「大きすぎる」部分がある可能性もある。「政府支出」や「公務員数」の内訳に立ち入った正確な比較・分析の方法を検討していくことが今後の課題である。

## (2) 研究Bについて

復興行政の過程において、1980年代以降の公的部門改革の影響は随所に見られた。例えば次の3点が挙げられる。

### ① 迅速性

ニュージーランド復興庁が発災後約1か月（2011年3月29日）という早さで創設できたのは、ニュージーランドでは省庁の創設が法律ではなく政令でできることに一因がある。これは、1980年代の公的部門改革により可能となったことである。

### ② 組織間の横断的連携

復興行政の推進には関係組織間の連携が不可欠であるが、ニュージーランドの復興行政においては省庁、地方自治体、企業、NPO、市民団体等が組織横断的に連携して復興に取り組む姿が随所に見られた。それは、公的部門改革の第二段階と位置づけられる2000年以降の改革において「組織横断的連携」が強力に推奨されたためである。

例えば、仮設住宅サービス（Canterbury Earthquake Temporary Accommodation Service）は社会開発省（Ministry of Social Development）と建築・住宅庁（Department of Building and Housing）が連携して提供したサービスであるが、それら二つの省庁は既に発災前の2008年から窓口一本化を目的とした「コミュニティ・リンク」（Community Link）の取り組みを通じて連携していた。

また、クライストチャーチ市インフラ復旧チーム（Stronger Christchurch Infrastructure Rebuild Team）は、上下水道を所管するクライストチャーチ市役所、道路を所管するニュージーランド交通局（New Zealand Transport Agency、日本の独立行政法人に相当するクラウン・エンティティ）、それらの事業を実施する民間事業者、そして調整役の復興庁が協働チームを組んでクライストチャーチ市内のインフラ復旧に当たるものであるが、官民連携してインフラ整備を行う手法は、発災前の2002年から有効な方策としてニュージーランド交通局が担当

する事業で採用されていた。

さらに、クライストチャーチ中心部開発ユニット（Christchurch Central Development Unit: CCDU）は、最も大きな被害を受けたクライストチャーチ市中心部の再開発を担当するため復興庁内に置かれた内部組織であるが、同組織は復興庁、クライストチャーチ市役所、民間事業者の職員によって構成されている。

以上の事例などから、復興行政に見られる組織横断的な取組みは、2000年以降の公的部門改革の影響を受けているものと考えられる。

### ③ 計画策定における市民参画

被災自治体の策定する復興計画には市民の参画が不可欠であるが、特にクライストチャーチ中心部復興計画（Recovery Plan for the CBD）には多くの市民参画が見られた。これは、1980年代に行われた地方自治体レベルの公的部門改革により、自治体が策定する各種計画に市民参画が義務付けられ、クライストチャーチ市においては平時においても市民参画が常態化していたことが大きいと考えられる。

クライストチャーチ中心部復興計画では、原案の策定に向けた第一段階、原案が策定された第二段階、原案が大臣に提出された第三段階において、市民からの意見を受け付け、それぞれ10万6千件（第一段階）、4707件（第二段階）、79件（第三段階）の意見が寄せられた。特に、第一段階に寄せられた意見数は市民2.2人に1人という多さである。クライストチャーチ市では、発災前の長期計画（Long-term Plan）策定においても1385件の意見が寄せられている。地方自治体レベルの公的部門改革によって「市民参画」が発災前から根付いていたことが、復興計画における市民参画の多さにつながったものと考えられる。

今後の研究においては、復興行政に見られる公的部門改革の「跡」、言い換えれば公的部門改革から復興行政への「つながり」「連続性」を文献調査や現地ヒアリング調査によりさらに確実に跡づけすることが課題である。特に「組織間の横断的連携」については、それが復興行政の過程に見られることをニュージーランド政府自身も認識しており、「クライストチャーチの革新」（Christchurch Innovations）として紹介・奨励しているので、それらの政府資料も確認・分析していきたい。

そして、それらの「跡」や「連続性」が被災地の自治体・市民にとって望ましい成果をもたらしているかを確認することも必要である。被災地の自治体・市民にとって望ましい成果がもたらされていることが確認され

て初めて「公的部門改革の成果」と言えるからである。ニュージーランド復興庁は、半年に一度被災地住民意識調査（Wellbeing Survey）を行っていることから、それらの結果を分析するとともに、必要であれば独自のアンケート調査を行うことも考えている。

#### 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計4件）

①和田明子「NPM＝「小さな政府」か？～ニュージーランドと日本の「政府の大きさ」に関する一考察」『日本ニュージーランド学会誌』（査読有り）第20巻、2013年。

②和田明子「カンタベリー地震の復興行政と公的部門改革～2012年の動向を中心に」『ニュージーランド・ノート』（査読無し）第15号、2013年。

③和田明子「NZ・クライストチャーチ市の復興行政に対する公的部門改革の影響」2012年度日本行政学会総会・研究会分科会B報告ペーパー（査読無し）、2012年、pp. 1-15。

④和田明子「地震災害に対するニュージーランド政府及び地方自治体の対応－復興法・復興庁・復興計画を中心に－」『ニュージーランド・ノート』（査読無し）第14号、2012年、pp. 30-40。

〔学会発表〕（計3件）

①和田明子「ニュージーランド・カンタベリー地震の復興行政から学べること（中間報告）」日本学術振興会・東日本大震災学術調査・行政地方自治班公開シンポジウム、2013年3月20日、東北公益文科大学。

②和田明子「カンタベリー地震の復興行政に対する公的部門改革の影響」日本ニュージーランド学会、2012年10月27日、キャンパスプラザ京都。

③和田明子「NZ・クライストチャーチ市の復興行政に対する公的部門改革の影響」2012年度日本行政学会総会・研究会、2012年5月19日、慶應義塾大学。

#### 6. 研究組織

##### (1) 研究代表者

和田 明子 (WADA AKIKO)

東北公益文科大学・公益学部・准教授

研究者番号：50382750

(2) 研究分担者  
( )

研究者番号：

(3) 連携研究者  
( )

研究者番号：

##### (4) 研究協力者

Rob Laking

(Victoria University of Wellington  
(NZ)・School of Government・Senior  
Lecturer)

Stephen Levine

(Victoria University of Wellington  
(NZ)・Faculty of Political Science・  
Professor)

そのほか、ニュージーランド復興庁やクライストチャーチ市役所の職員を初めとする多くのニュージーランド人にヒアリング調査に協力していただいた。